

Title	郭店楚簡の年代及びそれに関する問題の検討
Author(s)	劉, 彬徽
Citation	中国研究集刊. 41 P. 17-P. 36
Issue Date	2006-12-01
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/61115
DOI	10.18910/61115
rights	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

郭店楚簡の年代及びそれに関する問題の検討

劉 彬 徽

(上野洋子 訳)

王葆玟氏の論文「試論郭店楚簡の抄写時間与莊子的撰
写時代—兼論郭店与包山楚墓的時代問題」(『哲学研究』
一九九九年第四期。以下「王論文」と称す)は、郭店一
号墓及び楚簡の年代、『莊子』(『外雜篇』)の成立時期、包山
二号楚墓の「造営」時期等の問題について、従来とは異
なる見解を提出するものである。しかし、その妥当性に
ついては検討の余地があると思われる。そこで本稿を記
し、王氏及び諸先生方に教えを請う次第である。

一 郭店楚簡と『莊子』外雜篇との関係、及びその 作成時代について

王論文が、第一節と第二節(一、郭店楚簡与『莊子』
外雜篇的關係)二、從「十二世有齊國」看『莊子』外雜

篇的撰作時代)で提出する論点は主に二つある。

第一に、「郭店楚簡が『莊子』胠篋篇を抄録しているこ
とは間違いない」(王論文二〇頁。以下、頁数のみを挙げて
る)ということ。第二に、『莊子』外雜篇の大部分は胠
篋篇と類似し、齊の襄王五年から末年の間(紀元前二七
九年より紀元前二六五年まで)の成立であるから、胠篋
篇の記述を抄録する郭店楚簡の成立は、齊の襄王五年(紀
元前二七九年)以後となる」(二三頁)こと。

まず第一の論点について検討する。郭店楚簡が『莊子』
を抄録したとする王論文の主な根拠は、郭店楚簡『語叢
四』と『莊子』との間に文字の一致が見られるという点
である。以下該当箇所を挙げて比較する。

窃鉤者誅、窃邦者為諸侯。諸侯之門、義士之所存、……

(郭店楚簡『語叢四』)

彼窃鉤者誅、窃国者為諸侯、諸侯之門、而仁義存焉、…
『莊子』胠篋篇)

両者間における文字の異同は、それぞれに依拠する別の文献があつたことによると考へるのが自然であろう。胠篋篇の「仁義存焉」などは、それ以降も伝え残されている。たとえば『史記』游侠列伝に引かれるものがそれで、末尾は「義士存」ではなく「仁義存」となつてゐる(注1)。「こうしたことからも、「仁義存焉」とある胠篋篇と、「義士之所存」とある『語叢四』とは別の系統に属すると考へられる。よつて、両者間に伝写關係を想定した上で、胠篋篇の「仁義存焉」を『語叢四』に従つて「義士存焉」に校訂すべき」という王論文の見解は明らかに不適当である(注2)。

王論文は、郭店楚簡が『莊子』を抄録したと考へる。その根拠は、前掲した胠篋篇の一段に続く「絶聖棄知」「攘棄仁義」との(内容を示す)句が郭店楚簡『老子』ではなく現行本『老子』にのみ見え、「更に現行本『老子』よりも『莊子』胠篋篇の成立が早いことから、」(「これら二句の」初出を胠篋篇とする)(十九頁)点にある(注3)。この見解については、より踏み込んだ検討が必要であらう。

まず、『老子』の成立に関する「近年の研究成果を紹介しておきたい。郭沂氏は、「従郭店楚簡(老子)看老子其人其書」(『哲学研究』一九九八年第七期)・「従郭店竹簡看先秦哲学發展脈絡」(『光明日報』一九九九年四月二三日)の中で「おおむね次のように述べている」。郭店楚簡『老子』は、(春秋末期)に孔子と同時期であつた老聃の(系統)から出たものである。現行本(帛書も含む)『老子』は、(戦国中期)に秦の献公と同時期であつた太史儋の(系統)から出たものである。後者は前者を取り入れた上で更に改訂を加え、「紀元前三八四年から紀元前三七四年にいたる十年の間に成立した」(『哲学研究』一九九九年第四期、三三頁)ものである。「郭氏の」この見解は妥当と言えよう。

郭氏の説に従えば、(戦国中期)における現行本『老子』の成書時期は、莊子が生存した時期よりも早く、更には『莊子』諸篇の撰述時期よりも早いことになる。よつて、「絶聖棄知」等の句の初出を胠篋篇とする王論文の見解は不適当となる。「初出」とは、さしあたり郭店『老子』とは異なる(戦国中期)の『老子』に言えることであらう。莊子は老子の後学であるから、胠篋篇中の記述が(戦国中期)の「郭店『老子』とは別系統の)『老子』を抄録したものであることは明白である。

また、郭店楚墓の（造宮）時期は、現行本『老子』の成書時期より遅れる。とはいえ、郭店『老子』は（戦国中期）の現行本『老子』ではなく、（春秋末期）の『老子』を来源とする。（なぜなら、）郭店『老子』以外の郭店楚簡資料（『語叢』を含む）の来源はいずれも古く、春秋から（戦国初期）の文献を抄録した可能性があるからである。

（つまり、『語叢四』『老子』といった郭店楚簡の）来源は、『莊子』胠篋諸篇よりも古いと言える。

したがって、「郭店」楚簡が『莊子』胠篋篇を抄録した」とする王論文の見解は成立し難い。勿論、逆に胠篋篇が『語叢四』を抄録したと考えることも難しい。（郭店『語叢』と『莊子』胠篋篇とは）それぞれ別個の文献に依拠していたとの説が穩当であろう。

〔また王論文は、〕『莊子』外雜篇の成書時期を検討する際、「胠篋篇の」「十二世而有斉国」を考証し、「十二世」を田成子から斉の襄王までと結論づける^{注4}。しかし、「十二世」については従来の学界において諸説あるため、王氏の説を定説とする可否については更なる検討を要する。たとえ王氏の説に根拠があるとしても、この説だけで同意を得ることは難しい。また、古文獻が流伝する過程で生じる誤伝や誤字のことも考慮すれば、「十二世」を誤写とする説も可能性がないわけではない^{（注5）}。

以上のように考えると、「田成子から（数えて）」「十二世而有斉国」とある「十二世」は襄公の世と考えられるため、その記述を残す『莊子』胠篋篇の撰述時期は、斉の襄王五年（紀元前二七九年）から斉の襄王末年（紀元前二六五年）の間である」とする王氏の新説は、『莊子』『老子』の前後関係を論じた説と同様に成立し難い。

二 郭店楚墓及び竹簡の年代について

紀元前二七九年から紀元前二六五年の間に成立した『莊子』胠篋篇を郭店楚簡が抄録したとする王氏の説は、郭店楚墓及び楚簡の（成立）時期を、紀元前二七九年以降、更には翌紀元前二七八年の秦將白起による郢都攻略（すなわち白起拔郢）以降まで引き下げるものである。

だが王氏の説では、現在の考古学的見地による（造宮）時期と「食い違い」が生じる。（そのため）王論文第三節（二二、郭店楚墓及其竹簡与白起拔郢一事的关系）は、紙面を大幅に割いて自説の妥当性を論証している。両者の論点の相違は、郢都の文化が白起拔郢の前後でどの程度変化したかという点に集中する。

考古学的見地からすれば、郢の文化的様相は、郢が壊滅的な被害を被った白起拔郢を境に大きく変化したと考

えられる（郢の周辺にまで変化は及ぶが、その影響は郢から離れるにつれて弱まる）。「一方」王論文の見解は次の四点にまとめられる。

第一に、白起拔郢から「秦始皇二十年（紀元前二二七年）までの間、南郡や秦の占領下にあった郢・郢では、秦律の施行が不十分であり」（二三頁）、「嚴重な政策による郢・郢の秦化が進められた可能性は低い」（二四頁）こと。

第二に、「郢都破壊後の、楚文化本来の生命力が過小評価されがちである」（二三頁）こと。

第三に、「郢都陥落後も、現地の楚人は楚系文字と楚暦とを使用し続けた」（二三頁）こと。

第四に、「紀元前二七八年から紀元前二二一年までの間、特徴の異なる秦墓と楚墓とは併存しており」、「江陵（二帯）において、楚墓の数は秦墓を遙かに上回っていた」（二五頁）こと。

第一点について。「王氏は、郢都に対する秦化の影響力が低かったと考えるが」、白起拔郢の後、少なくとも郢都とその周辺では「嚴重な政策」が敷かれていた。これは、郢都が壊滅的な被害を被ったことからも明らかである。

現在、荊州市内にある紀南城（もと江陵県に属する）遺跡は、戦国楚都郢の所在地である。七十年代以降、灌

概排水事業のために文物考古研究所の研究員（筆者もその一員であった）が、大規模な調査・検分・発掘作業を行い、郢都の城門・宮殿建築・作業所等の遺跡を発見した。（中でも）密集する四〜五百基の井戸は、夜空に浮かぶあまたの星のようであった（注6）。

「楚の郢都では、車の轂が引っかけり、通行人の肩が触れ合うくらいに街道が混み合い、朝に着た新しい着物も、暮には破れているという」（桓譚『新論』）（注7）古人の言葉通り、郢都が大都市として栄えていたことは、こうした考古学的発見からも明らかである。

しかし、「郢都の繁栄ぶりを示す遺跡とは別に、当時の我々」研究員は、白起拔郢によって破壊された郢都の有様も実見しているのである。「たとえば」城内には、戦国楚の文化層は見られたが、秦漢の文化層は見られなかった。（このことは、白起拔郢以降）ここに居住者がいなくなつたか、いたとしてもごく少数であったことを示している。

更に、城壁や一部の高台では、秦漢時代の墓が発見されている。城内にある鳳凰山の高台で発見された秦漢時代の墓は、七十年代の間だけでも三十三基あり、中には、城内にある楚の土台や文化層を毀損するものもあった。

〔中でも〕注目すべきは、M70号から出土した漆器に、秦の昭王三十七年（紀元前二八一年）と二六年（紀元前二七

〇年」という文字が刻まれていたことである〔注8〕。これにより、この墓は白起拔郢の後まもなく造営されたものとわかる。

〔このように〕郢都は秦の嚴重な政策により徹底的に破壊され、城の東南から数キロ先の郢城遺跡（訳者注―楚都の郢とは別）には、「秦が」統治の拠点として新たな城邑を建設したのであった。

楚文化の絢爛かつ完成度の高い建築様式を備え、かつて学者達が「東洋のアテネ」と称した郢都が白起拔郢後に廢墟と化したことは、秦の政策がいかに嚴重かつ破壊的なものであったかを示していると言えよう。

第二点について。楚文化の生命力を過小評価すべきではないという王論文の指摘は確かに正しい。郢都が破壊された後でも、楚文化は「刀を抽きて水を断てば水更に流れる」ように脈々と伝承され、民族文化の発展への影響力を今なお有している（この点については、著者の近刊『江漢文化与荊楚文明』（早期中国文明叢書）の中で章を設けて論じた）。

しかしながら、白起拔郢以後の秦化政策によって、楚文化の生命力が損なわれたという紛れもない事実も認識しておくべきである。（この点については、考古学的資料の方面から多数の報告があるが、詳細は挙げない）。

第三点について。王論文は、雲夢睡虎地より出土した「秦楚月名对照表」（注9）を挙げ、「秦楚の月名を」对照させたのは、楚曆を（秦曆に）変更するためではなく、秦曆を習慣とする官吏を楚曆に適應させるためであった」（二五頁）と考えるが、私の見解はこれに全く反する。「对照表」には、「十月楚冬夕、十一月楚屈夕……（以下、十二月の月名を順番に对照している。以下省略。）」とある。秦が使用する顛頊曆は、夏正の月名と順序を改めず、その十月を秦曆の歳首としたものである〔注10〕。

しかし、楚曆の歳首（第一番目の月）（である「冬夕」は、秦曆と「歳首月にする天体現象も異なれば月名も」異なる。楚曆の歳首（である「冬夕」）は、夏正の十二月に相当し、秦曆の月順で言えば一年で三番目の月に相当する〔注11〕。

秦曆と楚曆とがこのように相違していたことから、「对照表」は、秦曆の歳首（夏正の十月）を標準とし、そこに楚曆の歳首を合わせたと考えられる。これは楚曆を秦曆に適應させたものであつて、その逆ではない。「对照表」が「楚冬夕秦十二月」と記さず、「秦の歳首（十月）を冒頭に置いて」「十月楚冬夕」と記したことが何よりの証拠である。

楚系文字は白起拔郢後も繼續して用いられたが、（それ

以上に」秦系文字が強制的に用いられた。たとえば、「造営」時期の「上限が紀元前二七八年（秦拔郢）以降」という（湖北省荊州博物館「江陵揚家山一三五号秦墓發掘簡報」、『文物』一九九三年第八期、一〇頁）江陵揚家山一三五号墓からは、秦系文字で書かれた竹簡が出土している。

また、「造営」時期の上限が紀元前二七八年の「白起拔郢」以降で、下限が秦代以前となる（荊州博物館「江陵王家台十五号秦墓」、『文物』一九九五年第一期、四三頁）江陵王家台十五号秦墓より出た『易占』（訳者注―いわゆる『帛藏』）等の重要な竹簡も秦系文字で（書かれていた）。

更に注意すべきことに、郢都附近の（江陵）九店墓地中、〈戦国晚期早段〉（下限は二七八年）の楚墓からは『日書』などの楚系文字資料が出土したのに対し、紀元前二七八年以降の〈戦国晚期晩段〉の楚墓から出土したのは、秦系文字（の書かれた文物）のみである。

また、江陵九店墓地（乙組）四四七号と四八三号墓の出土物には^{注12}、秦系文字で「咸亭」「大官」と書かれている（湖北省文物考古研究所編著『江陵九店東周墓』、科学出版社、一九九五年、二七一頁・二八四頁）。しかし、これら二つの墓葬は、間違いなく楚（文化）様式の器物

を中心とした楚墓なのである。

（このように、）楚墓であるにも関わらず、そこから秦系文字が確認できるという点は、紀元前二七八年以前の楚墓と明らかに異なる。これは、秦による郢都陥落の後、現地において秦系文字（の使用）が徹底的に押し進められたことの証左となろう。（勿論、筆者は民間において楚系文字が使用され続けていたことを否定しない。しかし、楚墓から秦系文字（の書かれた文物）が出土した以上、（当時）秦の影響下において、秦系文字と楚系文字とが融合する過程にあつたことは確かであろう。）

第四の問題点について。王論文は、紀元前二七八年以後、楚墓（の造営）はなかったとする論者（訳者注―郭徳維氏）に異を唱え、楚墓は（白起拔郢後も）造営されていたとする。これは確かに正しい。しかし、「楚墓の造営については、紀元前二七八年の白起拔郢を境に現れる郢都とその附近の変化を十分に考慮すべきであろう。」

（この時期、郢都及び周辺の）楚墓（に現れた）顕著な変化とは、貴族の墓が見られなくなったことである。郢都とその附近で発掘された大中小にわたる楚の貴族の墓は、例外なく白起拔郢以前のものである。

江陵九店東周墓地で発掘された五九六基の東周墓のうち、〈戦国晚期〉（に造営された）五基の秦の洞室墓以外は

全て楚墓であり、墓主はみな士以下の平民である。九店墓地（乙組）は、墓主の身分に応じて甲・乙・丙・丁の四種類に分別されるが、最上階級の甲類墓でも墓主の身分は下級貴族の上士に過ぎない（注13）。

ところが、（戦国晩期晩段）（紀元前二七八年以降）には、こうした下級貴族の墓も見られなくなる。このことから、「白起拔郢の後、貴族達がほぼ一斉に新都（陳郢）へ逃げて流亡或いは移住したことは想像に難くない（たとえ逃亡しなかったとしても、それは平民であるから、郢都で楚国の貴族の墓が再度造営されることはない）。

更に郭店一号楚墓の場合、その豊富な副葬品からは、墓主が九店（乙組）甲類の墓主よりも遙かに高い身分であったことがわかる。「また、副葬された」漆塗りの耳杯には、楚系文字で「東宮之師」と書かれている。墓主が東宮の師（太子の師）であったとの説によるなら、その身分は（やはり）高かったと言える。こうしたことは、「他の」副葬品からも明らかである。

郭店楚墓は盗掘の被害に遇ったものの、竹簡以外の出土物は二百点以上に及び、貴重なものも相当多い（たとえば、七弦琴は最古の琴類である。その他、国家一级文物に指定されたものも数種ある）。（墓主の）身分を示す陶器や銅礼器も一式揃っている。銅礼器は盗掘されたため、

残るのは盤や匱のみだが、ある学者（訳者注―崔仁義）はこう述べている。「盗掘されたため確認することはできないが、郭店一号墓に銅盤・銅匱があるということは、銅鼎類の礼器も実際に副葬されていたということである。

このことから、郭店一号墓内の青銅器群は、「劉彬徽氏の『楚系青銅器研究』に言う、乙類中の完全な一揃いの形式―鼎・敦（或いは簠）・壺・盤・匱にあたると判断できる」（崔仁義『荊門郭店楚簡（老子）研究』、科学出版社、一九九八年、一五頁）（注14）。

「こうした」銅礼器の組み合わせのみから判断すれば、「郭店一号墓は」大夫階級の墓（周制の卿・大夫・士という序列で言えば中等の貴族に属する。拙著『楚系青銅器研究』、湖北教育出版社、一九九五年）となる。墓葬形式は周制の士階層に相当する一椁一棺だが、大夫も士も共に楚の貴族階級であることに変わりはない。

発掘報告の指摘通り、郭店一号墓（だけ見れば）、楚の貴族等が造営した墓の一つに過ぎない。しかしその附近からは、世間を驚かせた馬王堆の女性の遺体よりも早い、戦国楚の女性の遺体が出土している（注15）。郭店楚墓の所在地には、「二二の墓地が一塊に連なっており、巨大な墓葬群を構成しており」、郢都から僅か数キロ離れたところに位置している（『文物』一九九七年第七期発掘報告を参照）。

更に、郭店一号墓からは百数十点の兵器が一揃い出土しており、また「墓主の」身分の高さを示す兵器型の鳩杖も確認されている。ところが、白起拔郢後の楚墓において兵器と言えるものはほとんど確認できない。

兵器の有無や数量も「その墓の造営時期を判断しうる」顕著な材料であるから、上記のような墓葬形式をとる郭店一号墓は、白起拔郢以前の造営と考えられよう。白起拔郢によつて郢都及びその附近が壊滅した後、楚の貴族達がこれほど多くの貴重品を悠々と副葬したとは考えられない。

偉大なる愛国詩人屈原は、「哀郢」詩の中でこう言っている。「皇天の命を純にせざる、何ぞ百姓の震愆せる。民離散して相失い、仲春に方りて東に遷る。故郷を去りて遠きに就き、江夏に遵いて以て流亡す……郢都を發して閭を去る……」（注16）。これはまさしく、白起拔郢のもたらした変化が詩中の情感に反映されたものであろう。

以上のように、郭店楚墓及び竹簡の時期について、白起拔郢以後の重大な変化も考慮すれば、紀元前二七八年以後も楚墓が造営されていたとは考えられない。郭店一号墓のような楚の貴族の墓が、「この時期に下葬された可能性は極めて高い」（二六頁）と断定することも不可能とならう。

郭店一号墓と紀元前二七八年前後の楚墓との特徴を総合的に比較すれば、郭店楚墓は白起拔郢以前の「およそ紀元前三〇〇年」（崔仁義『荊門郭店楚簡（老子）研究』、第二九頁）に造営されたとしか判断できない。

三 包山楚墓の「造営」時期から郭店楚墓竹簡の「筆写」時期を考える

王論文は、第四節（「四、従包山楚墓年代推断郭店楚墓竹簡的年代」）の中で、包山二号楚墓の下葬年代を紀元前二八四年とし、次のように述べている。「包山二号楚墓の「造営」時期をこのように判断すると、「造営」時期がそれよりやや遅れる郭店一号墓は、紀元前二八四年以後の造営と推測できる。これは、郭店一号墓が白起拔郢（紀元前二七八年）後に造営されたとする前節の結論を支える有力な傍証となろう」（二八頁）。だが、この包山楚墓の「造営」時期については、更なる検討の余地があると思われる。

包山二号楚墓と郭店一号楚墓との距離は、およそ八キロである。これまで発掘された楚の貴族の墓のうち、包山二号楚墓は盗掘の被害に遭っていない。墓主は令尹（宰相或いは丞相に相当）に次ぐ左尹で、楚の昭王の後裔で

もあつた昭旽である。およそ二千点の出土物や一万二千
字以上〔が記された〕竹簡は、郭店一号墓発掘以前の出土
物の中では文字数が最多で、最も整つた資料である。そ
こには年代の近い七点の紀年資料があり、楚国の大事紀
年が用いられている。

筆者はこれらの紀年資料と楚の暦法とから、七点の紀
年資料の具体的な年代は紀元前三二二から三一六年であ
り、うち最後の紀元前三一六年が包山二号墓の下葬年代
であると判断した（拙稿「従包山楚簡紀時材料論及楚國
紀年与楚曆」、『包山楚墓 上』、文物出版社、一九九一
年）。包山楚墓の発掘報告も同様の判断をしている。王紅
星氏による論証（『包山楚墓 上』（所収の「包山簡牘所反
映的楚國曆法問題—兼論楚曆沿革」を参照）の後は、陳偉
『包山楚簡初探』（武漢大学出版社、一九九六年）が歴史
学的角度から論証を進めているが、どの説も筆者と同様
の結論を出している。「このように、筆者と」見解が一致す
る論者は少なくない。

では、紀元前二八四年を包山楚墓の下葬年代とする王
論文の見解は何に依拠したものなのか。それは、包山楚
簡中の下葬年代に関する紀年資料に対し、王氏自身が新
たに提出した解釈である。検討するにあたり、以下〔大
事紀年の〕冒頭を引用する。

大司馬恐髀遲楚邦之師徒以救郟之歲、……

〔第二四九号簡〕

王論文の新解釈によると、この記述は紀元前二八四年
に起こつた五国による斉への攻撃を指す（注7）。「王氏は」
「斉」潛王出亡……遂走莒。楚使淖齒將兵救斉」（『史記』
田敬仲完世家）を引き、「『史記』の「淖齒救莒」と包山
楚簡の「淖滑救郟」とは同一の事件を指すと推測」する。

この推測が成立するか否かについて、問題となるのは
次の二点である。第一に、淖滑と淖齒とは同一人物なの
か。第二に、「救郟」とは「救莒」のことなのか。

まず第一点について検討する。「王論文が」「淖滑」（と釈
読する文字）は、包山楚簡で「恐髀」と筆写されている。
「淖」は「卓」「悼」とも書かれ、「滑」は包山楚簡の中
で「憎」「戩」と書かれる。「と」ころが、「髀」は『包山楚
墓』と『包山楚簡』の積文で「髀」と誤写されている。
王論文はこの誤写に従い（次のように）論じる。「髀」は
「骨」に従い、「志」の音。「志」は「齒」と同韻で、音
が近い。斉人が「髀」の音を聞いて「齒」と記述するこ
とは、十分に考えられる。「淖齒」の名は、……『戦国策』

楚策ではなく齊策に多く見える。よつて、『包山楚簡の「淖齒」とは、齊国の文献に依拠したものである……』

「このように、もともとが」誤写である「髀」を、音通から「齒」と解する王論文の説は誤りである。正しくは、「髀」ではなく「髀」である。これは、「滑」「憎」「戢」等と同様「骨」を音とする「滑」の異体字である（何琳儀『包山楚簡選釈』、『江漢考古』一九九三年第四期。陳偉『包山楚簡初探』に附された釈文は、既に校正を行っている）。（また）「髀」が「出」という形を含むのは、戦国古文字において常に見られる声符の追加現象である。

「淖滑」と「淖齒」とが別人であることは、典籍籍を見ても明らかである。淖滑は楚の懷王の時の人である。主な事跡の「存燕」「亡越」は、『戦国策』楚策一・楚策四・趙策三と『史記』甘茂列伝等に見える（注18）。淖齒は楚の頃襄王の時の人である。活動時期は淖滑よりも遅く、事跡は『戦国策』楚策四・齊策六・秦策三や『史記』田敬仲完世家・范雎蔡沢列伝・田单列伝等に見える（注19）。これらの史書を見ても、両者の名前が混用されていないことは明らかである。

「また、王論文が『戦国策』楚策に淖齒の名が見えないとするのは誤りである（楚策四に見える）。したがって、王論文のように包山楚簡の「恐髀」（淖滑）を「淖齒」（二

八頁）と言えるはずがない。淖滑と淖齒は共に楚国の歴史上重要な人物と考えられるだけで、同一人物ではないのである。

続いて、第二の問題点の「救郟」について検討を行う。「救郟」という事実について、陳偉氏がこれを「救燕」とし（陳偉『包山楚簡初探』）、王論文が「救莒」とすることは共に検討を要するが、ここでは「救莒」の問題についてのみ検討する。

王論文は、『戦国斉の国語において、「莒」は「呂」と同音であり、自ずと「甫」「郟」の二字とも通用していた』（二八頁）と述べるが、果たしてそうであろうか。確かに、「莒」と「呂」、「呂」と「郟」（甫）は共に通用する。しかし、「莒」と「甫」とが通用するかは大きな問題である。この二字は韻部こそ同じだが、声母は異なっている（それぞれ見母、帮母）。古文字の通仮は韻部のみならず、声母も同様もしくは近接したものでなくてはならない。「ところが」「甫」と「莒」との声母は「同じでないのもちろん」近くもなければ通じもしない。

古字を扱う際は、通仮を妄りに用いることは避けるべきである以上、「甫」「莒」の二字が通仮しないことは言うまでもない。古字の通用では、二字の音が同じか近いだけでではなく、更に両者の通用を証明する事例を挙げ

て初めて「可能と」言えるのである。

王論文が提示した「旅」（ひいては「莒」と「呂」、及び「呂」と「甫」は共に音通し、「また」古典籍に見える事例で証明することができる。しかし、「莒」と「甫」の二字は、「音通上の問題があり、また」証拠となる事例もないため通仮とは見なし難い。

著名な学者である高亨氏が、四十年ほどの歳月をかけて収集・編纂した『古字通仮会典』（齐鲁書社、一九八九年）は、我が国における、古代文字の通用に関する例証をまとめたものである。該書において「莒」と「呂」、「呂」と「甫」の通用例は少なくない。しかし、「莒」と「甫」が通用する事例は一例も見られない。つまり、「莒」と「甫」との間には、通用を証明する古音の音通もなければ、古典籍の事例も見られないのである。よって、「莒」「甫」の二字が「自ずと通用する」とした王論文の説は成立しないと見えよう。

また、この大事紀年における「救邾」の「邾」が、地名ではなく国名であることも指摘しておきたい（莒は斉国の地名であるから、「邾」は「莒」でないことも証明できる）。

「邾」を国名とする第一の根拠は、包山楚簡第一四五号簡に見える。そこには、邾客と秦客・邾（魏）客・越

客が並記されている。客とは国の使者を指すのだから、邾と秦・魏・越が共に国名であるとわかる。

第二の根拠は、江陵望山一号楚墓と天星観一号楚墓の竹簡にある。ここにも邾国の使者が楚にやってきたという大事紀年資料があり、邾が国名であることの裏付けとなっている。（また）朱德熙・裘錫圭・李家浩共編「望山一、二号墓竹簡积文与考釈」にも、「邾は国名である。即ち「維れ岳 神を降し、甫及び申を生む」（『詩経』大雅 崧高）の「甫」のこと」（湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』、文物出版社、一九九六年、二五一～二五二頁）とある（注²⁰）。

李学勤氏は、「呂国は甫国とも呼ばれる。楚に滅ぼされた時期については、古典籍にも明確な記載がない。……呂国の存続期間は、申国よりやや長かったのかもしれない」と述べる（李学勤『東周与秦代文明』、文物出版社、一九八四年、一三七頁）。

このように、邾（甫）を呂国と考える上記四氏の説は、古文字学的根拠と古典籍による根拠が共に揃ったものであり、信頼できるものである。

これまで、河南の南陽地帯に位置する呂国が楚に亡ぼされたのは（春秋早期）の頃と考えられてきた。しかし、新たな考古学的発見により、呂国滅亡の時期を（春秋中

期)まで遅らせる研究者も現れている(何浩『楚滅国研究』武漢出版社、一九八九年、一三五頁)。(ただし、)筆者は前掲の江陵望山・天星觀楚墓・包山楚墓全ての竹簡に郵客についての記載が見えることから、(呂国滅亡の)時期は更に遅らせるべきではないかと考える。

〔先述の通り、〕我々は「救郵」という大事紀年を紀元前三一六年のものと考えている。(つまり)この時点で郵国はまだ存続していたことになり、それ以前に郵国が滅亡したとは考えられない。しかしこの時期、郵国の所在地は、もう南陽ではなかったはずである。楚国は往々にして一部の属国を遷都させることがあった。許国などは六度にわたる遷都を強いられている(注21)。郵国は、なお「国として」存続していたにせよ、既に楚の意のままに操られる属国であったはずである。

『説文解字』には「郵、汝南上蔡亭」とある。上蔡はもと蔡国の都城である。楚の恵王の時に滅ぼされて後、蔡は楚の附庸となった。上蔡よりさほど離れていない固始県で郵王の剣が発見されたことから(『中原文物』一九八一年第四期)、楚が郵国をこの地に移した可能性はある。

上蔡は魏・韓に近接した地であり、(また)紀元前三一六年以前には、楚が魏の城邑を奪取する事件が起きてい

る(注22)。(このことから考えられるのは、城邑を奪われた報復のため、)紀元前三一六年に郵国の上蔡を攻めようとした魏に対して楚が軍隊を派遣し、それが包山楚簡の紀年として残ったという可能性である。(これは、「救郵」を「救莒」とする王氏の説を否定した上で提示する、郵国についての一見解である。更なる研究の参考としてだければ幸いである。

以上の検討の結果、包山楚簡「惡髀救郵」の時期を推定する上で王論文が提出した二点の論拠、すなわち、「惡髀(淖滑)」と「淖齒」とは同一人物であり、「救郵」は「救莒」を指す、との論拠は成立しないことが明らかとなった。(したがって)これらの論拠に基づく、「惡髀救郵」が五国による斉への攻撃を指すという)王論文の新説も成立しないと言わなければならない。(つまり)包山楚簡に記された「淖滑救郵」は、「淖齒救莒」と同一の事件であると推測し、「そこから」「救郵の年を紀元前二八四年」とした一連の新説は成立しない。(となれば)これらの説は、「郭店一号墓の(造営)時期を推定するための根拠」(二六頁)として、何の実証性も持たないものとなるのである。

包山二号楚墓の下葬年代を紀元前三一六年とした根拠

は、竹簡の紀年資料であった。だが、楚墓の年代測定研究においても、その相對年代は（戦国中期偏晩）と判断されるため、「包山楚墓の」下葬年代を（戦国晩期）にあたる紀元前二八四年以降と考えることは絶対にできない。

郭店一号墓（の造営時期）は、包山二号墓よりやや遅れるものの、その下限が紀元前二七八年の白起拔郢より遅れることはない。「そして」墓内の楚簡が筆写されたのは、下葬時期（紀元前三〇〇年前後）以前のはずであり、これは王論文が『莊子』肱篋篇の成立（時期）とした襄王五年（紀元前二七九年）から襄王末年よりも早い時期にあたる。これにより、郭店楚簡の抄写する対象が『莊子』肱篋篇ではなく、『莊子』肱篋篇（成立）以前の文献であったことが裏付けられるのである。

四 余論

郭店楚簡の研究は、大陸のみならず台湾や香港、及び海外で非常な盛り上がりを見せている。国際学術会議が度々開催される中、研究論著も次々発表されており、中国古代哲学史・文化史・学術史等多方面にわたる研究が大いに進められている。ただし、郭店楚簡の文字の解説・釈文・内容・年代等の問題については、今もなお諸説紛

々の状態である。「しかし」学術的な創見というものは「百家争鳴」を経て初めて得られるのだから、これは学術研究における正常な現象であろう。

郭店楚墓及び竹簡の年代は、研究の基礎作業において争点となる問題である。こうした重要な問題に焦点を当てた王論文の研究は、郭店楚簡を研究する上で有益であるし、「中には」是認するに足る見解も見える。しかし、年代という肝心な問題についての見解には検討の余地がある。筆者の見解も単なる一家言であるから、「これに対する」議論も待たねばならないのだが、筆者の論拠は十分なものとは自負しているし、古文字学と考古学方面における的確な論拠も揃っている。

こうした類の問題を検討する際は、古文字学や考古学方面における成果、とりわけ最新の成果を十分に鑑みるべきであろう。多くの分野に渉る、或いは分野を越えた総合的な研究が行われてこそ、揺るぎない新説を打ち立てることができるのである。

これは、「本論とは無関係な」余計な発言でも干渉でもない。何の根拠もない私自身の感想であるが、「以下」更に事例を挙げて述べても差し支えないであろう。

以前、非常に目新しい一篇の文章を目にしたことがある。郭店一号楚墓の墓主は「屈原以外の何者でもなく」、

「出土した竹書は、屈原が使者として斉国へ出向く際に携帶した、稷下の思孟学派のテキスト」であったというものである（高正「論屈原与郭店楚墓竹書的關係」、『光明日報』一九九九年七月二日、七版）。

このような見解は今まで聞いたこともなく、果たして証明が可能かどうかもわからない。「ただ」全文を通読すると、ほとんどの説は推測の域を出ていなかった。たとえば、「発掘報告によると、墓主の遺骨は両足を伸ばした仰向けの状態で、両手は腹部の上で交差しており、両足は開いている。（こうした姿勢は）墓主が石を抱えて水に身を投げて息絶えた後のものである。死体が引き上げられ、死後硬直のため姿勢が戻らなかったのである」など。

屈原と関係するのは、石を抱えて水に身を投げて溺死したこと（「だけ」で、そこから「很像」という推測が生まれているわけである。しかし、考古学的資料からも明らかのように、楚墓内にある死者の遺骨で保存状態の良いものは、おおむねこの種の埋葬形式をとっている。論者の推測に従えば、全てが屈原の遺骨ということになるだろう。

（こうした臆測は、「墓中にあつた漆の耳杯の底に刻まれた「東宮之杯」（引者注―「杯」の字は「師」に正すべ

きである」と既に一部の学者が指摘しているが、残念なことに高氏は見えていない）の四文字が屈原自筆のものという可能性は排除できない」や、「副葬された竹書は、屈原のような地位にあつた人物でこそ所有しえたものである」など、挙げればきりが無い。

「很像」や「可能」（という類の表現）を用いて推測された見解は確かに目新しいが、（一方では）信賴し難くもある。紙幅の都合上これ以上の詳細は述べないが、こうしたことから容易に分かるとおり、当面の学術研究においては、正確な理論と方法による、事実に即した新たな見解の提示こそが前提条件とならう。

郭店楚簡及びそれに関連する問題の研究は、発展の最中にある。解決の困難な問題については、正確な道筋に従ってゆきさえすれば、必ずや解決の光が見え、前途が開けるはずである。

訳者注

- （1）鄙人有言曰、何知仁義、已饗其利者為有德。故伯夷醜周、餓死首陽山、而文武不以其故貶王。跖躄暴戾、其徒誦義無窮。由此觀之、竊鉤者誅、竊國者侯、侯之門仁義存、非虛言也。（『史記』游侠列伝）

(2) ここでは、王論文における次の点が批判されている。『語叢四』が『莊子』胠篋篇を抄写したと考える王氏は、『莊子』盜跖篇に『語叢四』とほぼ同様の句（「小盜者拘、大盜者為諸侯、諸侯之門、義士存焉」）が見えることから、胠篋篇の「仁義存焉」も盜跖篇や『語叢四』に従い「義士存焉」に訂正すべきとしている。詳細については王論文を参照。

(3) ここでは、王氏別稿（「試論郭店楚簡的抄写時間与莊子的撰写時代—兼論郭店与包山楚墓的時代問題」、『哲学研究』一九九九年第四期）における論が前提となっている。取り上げられるのは、『莊子』『老子』の以下の文。

聖人不死、大盜不止。雖重聖人而治天下、則是重利盜跖也。為之斗斛以量之、則並与斗斛而窃之。為之權衡以称之、則並与權衡而窃之。為之符璽以信之、則並与符璽而窃之。為之仁義以矯之、則並与仁義而窃之。何以知其然邪。彼窃鉤者誅、窃国者為諸侯、諸侯之門、而仁義存焉、則是非窃仁義聖知邪。故逐於大盜、揭諸侯、窃仁義並斗斛權衡符璽之利者、雖有軒冕之賞弗能勸、斧鉞之威弗能禁。此重利盜跖而使不可禁者、是乃聖人之過也。故曰、魚不可脱於淵、国之利器不可以示人。彼聖人者、天下之利器也、非所以明天下也。故絶聖棄知、大盜乃止。隨玉毀珠、小盜不起。焚符破璽、而民朴鄙。拊斗折衡、而民不爭。殫残天下之聖法、而民始可与論議。擗亂六律、鑠絶竽瑟、塞瞽曠之耳、而天

下始人含其聰矣。滅文章、散五采、膠離朱之目、而天下始人含其明矣。毀絶鉤繩而棄規矩、擗工倕之指、而天下始人有其巧矣。故曰大巧若拙。削曾、史之行、鉗楊、墨之口、擗棄仁義、而天下之德始玄同矣。（胠篋篇）

絶聖棄智、民利百倍。絶仁棄義、民復孝慈。絶巧棄利、盜賊無有。（王弼本 第十九章）

王氏は、郭店『老子』に「絶聖棄知」「擗棄仁義」と（同意）の句が見えないことから、「可見戰国中期流行的『老子』伝本并無（絶仁棄義）（擗棄仁義）的字体」とする一方、共に「絶聖棄知」の句を含む『莊子』と現行本『老子』とを比較し、文体構造がより素朴と判断した『莊子』を「絶聖棄知」の初出と考える。従つて王氏によれば、「絶聖棄知」と同一文上にある「彼窃鉤者誅……」の初出も『莊子』ということになり、『語叢四』が『莊子』胠篋篇を抄録した根拠とされる。

このように、一部の文体構造のみから『莊子』『老子』の先後関係を判断する王氏の説に対して、劉氏は疑義を示し、以下で検証を進めてゆく。

(4) 「十二世有斉国」は『莊子』胠篋篇に見える。

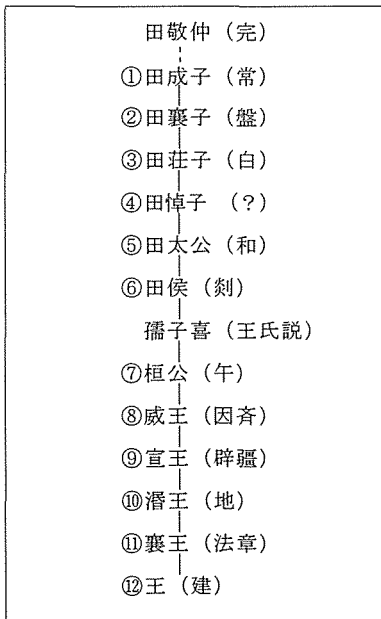
故嘗試論之、世俗之所謂知者、有不為大盜積者乎。所謂聖者、有不為大盜守者乎。何以知其然邪。昔者斉国隣邑相望、鷄狗之音相聞、罔罟之所布、耒耨之所刺、方二千余里。闔

四竟之内、所以立宗廟社稷、治邑屋州閭鄉曲者、曷嘗不法聖人哉。然而田成子一旦殺齊君而盜其國。所盜者豈獨其國邪。並与其聖知之法而盜之。故田成子有平盜賊之名、而身処堯、舜之安。小國不敢非、大國不敢誅、十二世有齊國。則是「不乃竊齊國、並与其聖知之法以守其盜賊之身乎。」

「十二世」の起点については、田成子（田完）とする説（『經典釈文』）と、田成子（田常）とする説（俞樾等）とがある。『史記』六国年表や田敬仲完世家に見る田斉の系図についての解釈には諸説ある（錢穆『先秦諸子繫年』（香港大学出版社、一九三五年）・楊寬『戰國史』一九九七増訂版（台湾商務印書館、一九九八年）・武内義雄「六国年表訂誤」（『武内義雄全集』第六卷、角川書店、一九七八年）・平勢隆郎「戦国紀年再構成に関する試論―君主在位の称元法からする古本『竹書紀年』の再評価―」（『史学雑誌』一〇一―一八、一九九二年）・吉本道雅「史記戦国紀年考」（『立命館文学』第五五六号、一九九八年）等）。王氏別稿が前提とするのは、『竹書紀年』の記述（後掲）に依拠した系図である。（左表は、王氏別稿所掲のものに基づき作成したもの。④⑥は『史記』に見えず）『史記索隱』所引の『竹書紀年』に記載が見える。王氏はこの系図について、「另一些学者則根拠古本『竹書紀年』的佚文校訂『史記』的錯誤、考証出田成子至齊王建正是十二代、於是作出『胙篋篇』作於齊王

建時的結論。今列学界所帰納的田成子以下の田氏世系如下とし、詳細は挙げない。）

この系図に対し、王氏は更に『竹書紀年』の記述に関する独自の視点から検討を行う。その説は、田侯剌（左表⑥）と桓公（左表⑦）との間に孺子喜（王氏は「孺子」を子供、の汎称ではなく、幼い君主の称号とする）を置くというものである。その場合、田成子から数えた「十二世」は齊襄王（左表⑪）となる。



紀年、齊康公五年、田侯午生。二十二年、田侯剌立。後十年、齊田午弑其君及孺子喜而為公。春秋後伝亦云、田午弑

田侯及其孺子喜而兼齊、是為桓侯。『史記索隱』

紀年、齊宣公十五年、田莊子卒。明年、立田悼子。悼子卒、乃次立田和。是莊子後有悼子。蓋立年無幾、所以作系本及紀史者不得錄也。而莊周及鬼谷子亦云、田成子殺齊君、十二代而有齊國。今拋系本系家、自成子至王建之滅、唯祇十代。若如紀年、則悼子及侯刻即有十二代、乃與莊子、鬼谷說同、明紀年亦非妄。『史記索隱』

(5) 樾謹按、積文曰、自敬仲至莊子九世、知齊政、自太公和至威王、三世為齊侯、故十二世、此說非也。本文是說田成子、不當追從敬仲數起。疑莊子原文本作世世有齊國。言自田成子之後、世有齊國也。古書遇重字。止於字下作二字以識之。應作世二有齊國。伝写者誤倒之、則為二世有齊國。於是其文不可通。而從田成子追數至敬仲。適得十二世。遂應加十字於其上耳。(俞樾『諸子平議』卷十八、莊子二)

(6) 紀南城遺跡については、郭德維『楚都紀南城復原研究』(文物出版社、一九九九年)・湖北省博物館「楚都紀南城的勘查与発掘」(上)(下)、『考古学報』一九八二年第三期・第四期)等を参照。

(7) 桓譚新論曰、楚之郢都、車掛轂、民摩肩、市路相交、号为朝衣新而暮衣弊。(『太平御覽』卷七七六)

(8) 劉氏によれば、この記述は氏が所有する『江陵鳳凰山秦漢墓発掘報告』油印本に依拠すること(ただし、本報

告は未刊行)。

(9) 雲夢睡虎地秦簡『日書』甲篇所収の「歳」に見える対照表を指す。『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)・曾憲通「秦簡日書歳篇講疏」(饒宗頤・曾憲通『雲夢秦簡日書研究』、中文大学出版社、一九八二年)を参照。

(10) 「夏正の月名と順序を改めずに、その十月を秦曆の歳首とした」とは、建寅月を「正月」(一月)とし、建亥月(十月)を歳首とした、ということである。『漢書』『白虎通』等に見るいわゆる「三統曆」は、以下のように理解される。(なお「建某月」とは、北斗七星の柄の部分が初昏に某の方角を指す月。)

夏正	十一月	建子月 <small>(前冬、冬至月)</small>	建丑月 <small>(前春)</small>	建寅月 <small>(前春)</small>
殷正	十二月	正月	二月	三月
周正	正月	二月	三月	

(11) 劉氏は、別稿「從包山楚簡紀時材料論及楚國紀年与楚曆」(湖北省荊沙鐵路考古隊編『包山楚墓上』、文物出版社、一九九一年)において、先行研究の再検討と自身の考察を

踏まえ、楚曆の歳首が「冬夕」であること、また楚曆は殷正を用いていたことを結論づける。本論は、劉氏のこの説を前提とするもの。つまり、殷正に従う楚曆では、建丑月を「冬夕」（正月）とし、これを歳首とする。よって楚曆では、「歳首」が秦曆より二ヶ月遅れることになる。（次表参照。なお、楚曆の月名は注九前掲書『睡虎地秦墓竹簡』の釈読に従い、曆の呼称は劉氏に従う。）

楚曆	建亥月	建子月	建丑月	建寅月
秦曆	十月 <small>(歳月)</small>	十一月 <small>(二番目の月)</small>	十二月 <small>(三番目の月)</small>	正月 <small>(四番目の月)</small>
楚曆	鬻月 <small>(十一番目の月)</small>	献馬 <small>(十二番目の月)</small>	冬夕 <small>(歳月)</small>	屈夕 <small>(二番目の月)</small>

続く本論の「秦曆の歳首（夏正の十月）を標準とし、そこに楚曆の歳首を合わせた」とは、次のようなこと。

楚曆	十月 <small>(歳月)</small>	十一月 <small>(二番目の月)</small>	十二月 <small>(三番目の月)</small>	正月 <small>(四番目の月)</small>
秦曆	冬夕 <small>(歳月)</small>	屈夕 <small>(二番目の月)</small>	援夕 <small>(三番目の月)</small>	刑夷 <small>(四番目の月)</small>

(12) 江陵九店墓における甲組・乙組の分類基準は次の通り。「這批墓葬從葬制和隨葬器物觀察顯然分屬兩種不同的文化、其

中19墓頭系姬周文化系統、稱為甲組。另500余墓當屬楚文化系統、稱為乙組。」（『江陵九店東周墓』前言）

(13) 乙組の墓主について、甲類墓は「元士」、乙類墓は「下士」、丙類墓は「庶人」、丁類墓は「庶民」とされる。（『江陵九店東周墓』四二七～四二八頁）

(14) 劉氏『楚系青銅器研究』は、青銅器の組み合わせ（甲類・乙類・丙類）によって墓主の身分は特定できるとし、乙類の墓主は大夫階級であるとする。崔氏はこの説を前提とし、鼎類の銅礼器を用いた墓は、必ずしも盤・匜を用いていないが、盤・匜を用いる墓は、大抵鼎類の銅礼器を併用しているため、盤・匜と鼎との関連性は極めて明快だとする。詳細については、崔仁義『荊門郭店楚簡〈老子〉研究』、また劉彬微『楚系青銅器研究』第三章「楚系青銅器組合研究」・第七章「楚系青銅器与楚礼制關係的研究」を参照。

(15) 劉氏によれば、これに関する発掘報告は未刊行であるものの、劉祖信氏による紹介「荊門楚墓的驚人發現」が『文物天地』一九九五年第六期に見えるところのこと。

(16) 皇天之不純命兮、何百姓之震愆。民離散而相失兮、方仲春而東遷。去故郷而就遠兮、遵江夏以流亡……発郢都而去閩兮……。

(17) 当是時、齊潛王疆、南敗楚相唐昧於重丘、西摧三晋於觀津、遂与三晋擊秦、助趙滅中山、破宋、広地千余里。与秦

昭王爭重為帝、已而復歸之。諸侯皆欲背秦而服於齊。潛王自矜、百姓弗堪。於是燕昭王問伐齊之事。樂毅對曰、齊、霸國之余業也、地大人衆、未易獨攻也。王必欲伐之、莫如與趙及楚魏。於是使樂毅約趙惠文王、別使連楚魏、令趙囑說秦以伐齊之利。諸侯害齊潛王之驕暴、皆爭合從與燕伐齊。

樂毅還報、燕昭王悉起兵、使樂毅為上將軍、趙惠文王以相國印授樂毅。樂毅於是并護趙楚韓魏燕之兵以伐齊、破之濟西。諸侯兵罷歸、而燕軍樂毅獨追、至于臨菑。齊潛王之敗濟西、亡走、保於莒。樂毅獨留徇齊、齊皆城守。樂毅攻入臨菑、尽取齊寶財物祭器輸之燕。燕昭王大說、親至濟上勞軍、行賞饗士、封樂毅於昌國、号為昌國君。於是燕昭王收齊鹵獲以歸、而使樂毅復以兵平齊城之不下者。〔《史記》樂毅列傳〕

(18) 存燕について (以下、傍線引用者)

齊明說卓滑以伐秦、滑不聽也。齊明謂卓滑曰、明之來也。為樽里疾卜交也。明說楚大夫以伐秦、皆受明之說也。唯公弗受也。臣有辭、以報樽里子矣。卓滑因重之。〔《戰國策》楚策四〕

齊破燕、趙欲存之。樂毅謂趙王曰、今無約而攻齊、齊必讎趙。不如請以河東易燕地於齊。趙有河北、齊有河東、燕趙必不爭矣。是二國親也。以河東之地強齊、以燕以趙輔之、天下憎之。必皆事王以伐齊、是因天下以破齊也。王曰、善。

乃以河東易齊。楚魏憎之、令洶滑・惠施之趙、請伐齊而存燕。〔《戰國策》趙策三〕

亡越について

楚王問於范環曰、寡人欲置相於秦、孰可。對曰、臣不足以知之。王曰、吾相甘茂、可乎。范環對曰、不可。王曰、何也。曰、夫史舉、上蔡之監門也。大不如事君、小不如処室、以苛廉聞於世。甘茂事之順焉。故惠王之明、武王之察、張儀之好譖、甘茂事之、取十官而無罪。茂誠賢者也。然而不可相秦。秦之有賢相也、非楚國之利也。且王嘗用滑於越、而納句章味之難、越乱、故楚南察瀨胡而野江東。計王之功所以能如此者、越乱而楚治也。今王以用之於越矣、而忘之於秦臣以為王。〔《戰國策》楚策一〕

齊使甘茂於楚、楚懷王新與秦合婚而驪。而秦聞甘茂在楚、使人謂楚王曰、願送甘茂於秦。楚王問於范蠡曰、寡人欲置相於秦、孰可。對曰、臣不足以識之。楚王曰、寡人欲相甘茂、可乎。對曰、不可。夫史舉、下蔡之監門也、大不為事君、小不為家室、以苟賤不廉聞於世、甘茂事之順焉。故惠王之明、武王之察、張儀之弁、而甘茂事之、取十官而無罪。茂誠賢者也。不可相於秦。夫秦之有賢相、非楚國之利也。且王前嘗用滑於越、而內行章義之難、越国乱、故楚南塞厲門而郡江東。計王之功所以能如此者、越国乱而楚治也。今王知用諸越而忘用諸秦、臣以王為鉅過矣。〔《史記》甘茂

列伝)

なお、『戦国策』からの引用は姚宏本による。以下同じ。

(19) 淖齒管斉之権、縮閔王之筋、鼎之廟梁、宿昔而死。〔戦国策〕秦策三)

斉以淖齒之乱讐楚、其後秦欲取斉。〔戦国策〕斉策六)
淖齒用斉、擢閔王之筋、縣於其廟梁、宿夕而死。〔戦国策〕楚策四)

〔潛王〕四十年、燕秦楚三晋合謀、各出銳師以伐、敗我濟西。王解而卻。燕將樂毅遂入臨淄、尽取斉之宝藏器。潛王出亡、之衛。衛君辟宮舍之、称臣而共具。潛王不遜、衛人侵之。潛王去、走鄒魯、有驕色、鄒魯君弗内、遂走莒。楚使淖齒將兵救斉、因相斉潛王。淖齒遂殺潛王而与燕共分斉之侵地齒器。潛王之遇殺、其子法章更名姓為莒太史敫家庸。……淖齒既以去莒、莒中人及斉亡臣相聚求潛王子、欲立之。法章懼其誅己也、久之、乃敢自言我潛王子也。於是莒人共立法章、是為襄王。以保莒城而布告斉国中、王已立在莒矣。

〔史記〕田敬仲完世家)

崔杼、淖齒管斉、射王股、擢王筋、縣之於廟梁、宿昔而死。李兌管趙、囚主父於沙丘、百日而餓死。今臣聞秦太后、穰侯用事、高陵、華陽、涇陽佐之、卒無秦王、此亦淖齒、李兌之類也。〔史記〕范雎蔡沢列伝)

燕既尽降斉城、唯独莒、即墨不下。燕軍聞斉王在莒、并兵

攻之。淖齒既殺潛王於莒、因堅守、距燕軍、数年不下。燕引兵東困即墨、即墨大夫出与戦、敗死。〔史記〕田単列伝)
初、淖齒之殺潛王也、莒人求潛王子法章、得之太史敫之家、為人灌罔。〔史記〕田単列伝)

(20) 崧、高貌。山大而高曰崧。嶽、四嶽也。東嶽岱、南嶽衡、西嶽華、北嶽恒。堯之時、姜氏為四伯、掌四嶽之祀。述諸侯之職。於周則有甫、有申、有齊、有許也。(毛伝)

(21) 顧棟高『春秋大事表』(中華書局、一九九三年)五七〇、五七一頁を参照。

(22) 『史記』楚世家には「懷王元年、張儀始相秦惠王。四年秦惠王初称王。六年、楚使柱国昭陽將兵而攻魏、破之於襄陵、得八邑。」とある。

訳者附記

本稿は、劉彬徽「關於郭店楚簡年代及相關問題的討論」(『早期文明与楚文化研究』、長沙岳麓書社、二〇〇一年七月)を、原著者の了解を得て翻訳転載したものである。なお本論文は、李学勤・謝桂華主編『簡帛研究二〇〇一』上册(桂林广西師範大学出版社、二〇〇一年九月)にも再掲されている。

訳出の際に必要な補足説明等は、「(訳者注)」に補った。また、「戦国晚期早段」「戦国晚期晚段」等、時代区分に関する呼称については、「()」を付して原文のまま用いた。